

## 会員登録規定

### 1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第3章第6条及び第7条に基づき、これを定める。

### 2. 会員の種別

#### (1) 役員

役員とは、理事及び監事のことを指す。役員規定は理事会の議決を経て別に定める。

#### (2) 評議員

評議員は、評議員会を組織し、定款に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。評議員規定は理事会の議決を経て別に定める。

#### (3) スーパーバイザー

スーパーバイザーは、すべての検定会、事前講習、認定会、クリニック、大会審査員、デモンストレーター選考会選考員など、連盟の技術に関することやイベントを主監としてとして活動する。スーパーバイザー規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### (4) イグザミナー

イグザミナーは、Super ExaminerとExaminerの2階級を設定する。インストラクター検定会やイグザミナークリニック講師として活動する。イグザミナー規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### (5) インストラクター

インストラクターは、Top Instructor、Advance InstructorとFirst Instructorの3階級を設定する。各種講習会の講師やブレードテストの検定員として活動する。インストラクター規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### (6) デモンストレーター

デモンストレーターは、連盟を代表する技術の模範者として、選考会を開催して、連盟が認定する。デモンストレーター規定は、理事会の議決を経て、別に定める。

#### (7) 一般会員

ブレードテストのレベル取得に関係なく、連盟に登録してインラインスキーを楽しみたいインラインスキーヤーを対象とする。入会金と年会費を納入することで、連盟主催のイベントや加盟団体のイベント、提携施設の優待利用などの特典を受けることができる。

#### (8) ナショナルチーム

アルペン競技の向上と普及活動を主眼に置くとともに、独自のプログラムによる選手の育成を行なう組織とする。メンバーは、連盟公認シリーズ戦の成績による候補選手をメンバー選考合宿にて決定し、理事会の議決を経て決定する。推薦選手や育成選手を置くこともある。

### 3. 会員登録

#### (1) 入会金

この団体の入会金は、1,000円とする。

#### (2) 年会費

この団体の年会費は、次のとおりとする。

イ. 一般:年額2,000円

ロ. 小学生:年額1,000円

#### (3) 継続会員登録の年会費の納入は、毎年6月1日から6月30日までに納入し、当該期分とする。

(4) 上記期日を過ぎての登録は、新規登録となり「入会金」が新たに必要となる。

(5) 既納の入会金及び年会費はどのような事由があっても返還しない。

### 4. 会員特典

すべての会員は、会員登録をすることにより、様々な特典を受けることができる。

#### (1) 役員・委員の登用

連盟の役員、委員となり立案・計画・実行などに参画できる。

#### (2) 資格受験・認定会への参加

インストラクター資格やイグザミナー資格を取得するには、会員登録をしなければならない。

#### (3) 割引特典

連盟主催の講習会及び大会、加盟団体の講習会及びイベントの参加費、並びに協力団体に登録している提携施設の利用料の割引を受けることができる。割引額などは、イベント毎または、各施設により異なる場合がある。これらの情報は、会員に対して適時公開する。